

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第 9 号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第 2 条関係） 1～31 （略） 32 薬価基準未収載薬剤料 (1) <u>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養</u> （平成18年 9 月厚生労働省告示第495号）第 1 条第 4 号に該当する場合 医薬品の購入価格（その価格に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） (2) （略） 33～43 （略） 備考 （略）	別表（第 2 条関係） 1～31 （略） 32 薬価基準未収載薬剤料 (1) <u>厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養</u> （平成18年 9 月厚生労働省告示第495号）第 1 条第 4 号に該当する場合 医薬品の購入価格（その価格に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） (2) （略） 33～43 （略） 備考 （略）

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。